

公表日：令和8年6月30日

女性活躍推進法に基づく情報の公表

○男女の賃金の差異

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
正規労働者	88.0%
非正規労働者	95.9%
全ての労働者	73.9%

対象期間：令和7年度（2025年4月1日～2026年3月31日）

賃金：基本給、超過勤務手当、賞与等を含み、通勤手当、退職手当を除く。

※男女の同一労働による賃金に差異はなく、男女の職種別の在職人数の違いにより差異が生じている。

※全ての労働者の差異は、正規労働者と非正規労働者の間の男女構成比、賃金水準の差により生じている。

○管理職に占める女性の割合

	男性	女性	計	女性の割合
大学教員	24	6	30	20.0%
附属学校教員	6	2	8	25.0%
事務系職員	11	2	13	15.4%

対象日：令和8年5月1日

○年次有給休暇取得率

	取得率 (取得日数計/付与日数計×100)
大学教員	24.3%
附属学校教諭	46.1%
事務系職員	56.9%
非常勤職員	65.2%

対象期間：令和7年1月1日～令和7年12月31日